平成２７年（フ）第４４４２号
大阪市城東区中浜１丁目17番14号　センチュリー中浜７Ａ
債務者　坂井　貴久
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１９号
大阪府高槻市奈佐原２丁目９番５―102号
債務者　岡田　紘一
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５７１号
大阪市西淀川区中島１丁目23番18号
債務者　髙村　琢磨
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６３１号
大阪市平野区流町１丁目１番５号コーポラス平野５－Ｃ
債務者　加藤　直明
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６３２号
大阪府高槻市宮野町16番２号
債務者　錦谷　慶太
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６３８号
大阪府枚方市伊加賀本町４番15―26号
債務者　高水まゆみ
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０号
岩手県奥州市衣川区古戸64番地18
債務者　佐藤　裕倫
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７１号
福島県喜多方市高郷町川井字上川井513番地、前住所福島市南向台２丁目27番地の２
債務者　清野　静子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
静岡県富士市厚原1138番地の６　ムーンビームス202号
債務者　上原　知恵
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６８号
兵庫県小野市小田町1910番地の726
債務者　足立　拓男
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第２８８号
和歌山市栄谷168番地56
債務者　松本　成子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９１号
和歌山県橋本市妻116番地の１　アルファーハイツＡ―101号
債務者　池田　正博
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０４号
和歌山県岩出市岡田844番地の１
債務者　山田さつ子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１５号
和歌山市岡南ノ丁14番地　ＡＳＡビルズ大新201
債務者　古森谷祥子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
和歌山県田辺市中三栖1376番地の17
債務者　井谷吉伸こと　井谷　吉伸
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第２６号
和歌山県御坊市湯川町財部696番地23　ひかり荘　新一202号室
債務者　西崎　高明
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第３４４９号
大阪府池田市五月丘２丁目５番115―404号　アルビス五月丘
債務者　宮本　秀樹
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０７１号
大阪府高槻市神内２丁目３番７号
債務者　新谷友佳子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部